

令和 3 年

第 7 回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

令和3年 第7回阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和3年7月12日（月曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市役所北側大会議室

3 農業委員出席者

19名中17名

4 農地利用最適化推進委員出席者

*新型コロナウイルス感染防止対策のため出席を求めています。

5 議事

- ・報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・報告第8号 農地法第3条の許可の取り下げについて
- ・議案第22号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第24号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について
- ・議案第25号 空き家に付随した特例面積適用農地の指定について

6 農業委員会事務局出席者

事務局 2名出席

7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名中 2 名の欠席で定足数に達していますので、会議規則により第 7 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。

それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、こんにちは。まだまだ、新型コロナ防止対策として農地利用最適化推進委員の出席をご遠慮願って総会を開催しております。ワクチンの接種も進んでおり今しばらくの辛抱だと感じております。また、今後暑さも厳しくなりますので体調管理には、十分気を付けて下さい。

それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 12 番委員お願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 16 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 4 件、第 4 条によるもの 1 件、第 5 条によるもの 7 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 4 件、利用権の設定 29 件、使用貸借権の設定 2 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 5 件、空家に付随した特例面積適用農地の指定について 1 件です。従いまして会期は本日 1 日とします。

なお、議事録署名委員については、7 番委員、8 番委員へお願い致します。

それでは最初に、報告第 7 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 7 号の 16 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 16 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、等につきましては、議案書のとおりとなっています。

議長 報告第 7 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは続いて報告第 8 号について、事務局より説明願います。

事務局 報告第 8 号の農地法第 3 条の許可の取り下げについては、議案書のとおりとなっております。理由につきましては、売買金額が折り合わなかったと聞いております。

議長 報告第 8 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問がないようですので、以上で報告第 8 号を終わります。続きまして、議案第 2 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 4 件、4 条 1 件、5 条 7 件、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第22号農地法第3条による許可申請の4件の譲受人は、農地法第3条及び同施行規則第17条2項2号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位1番から4番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 農地法第3条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。
(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法3条4件は決定します。
つづきまして、第4条1件、第5条7件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第22号農地法第4条による、転用許可申請の1件は、いずれも農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

また、農地法第5条による、転用許可申請の7件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番から7番の、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 4条については、事務局より説明願います。

○ 4条順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇駅から西へ、約1.4kmのところになります。申請面積は464㎡で、畑を管理して行くことが困難なので植林を計画するものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

議長 本日の現地調査班の方々はお疲れ様でした。本日の班長を務められた14番委員より現地調査の報告をお願いいたします。

14番農業委員 今回は、現地調査班4名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長及び関係者の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、農地区分第1種及び2種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。それでは、

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、市役所から北東に約2.5kmのところになります。申請面積316㎡の敷地に、隣接地で自動車整備工場を営んでおり、駐車場が手狭なた

め駐車場を計画するものです。農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

○ 5条順位2番を説明します。

申請地は、市役所内牧支所の市道を挟んで北側の農地です。申請面積は1,297㎡で、申請人が営んでいる板金業の事業拡大に伴い作業倉庫（建築面積92.75㎡）資材置き場、駐車場を計画するものです。農地区分は、市役所内牧支所から300m以内の第3種農地となり、原則許可となります。

○ 5条順位3番を説明します。

申請地は、内牧支所から南西に約840mのところになります。申請面積265.09㎡の敷地に、個人住宅（建築面積81.56㎡）を建設するものです。農地区分は、宅地に囲まれた、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

○ 5条順位4番を説明します。

申請地は、市役所から北西に約450mのところになります。申請面積456㎡の敷地に、個人住宅（建築面積77.4㎡）を建設するものです。農地区分は、市役所から500m以内の第2種農地となります。

○ 5条順位5番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から北西に約350mのところになります。申請面積は、331㎡で、個人住宅（建築面積104.63㎡）を建設するものです。農地区分は、阿蘇地域振興局から1Km以内の第2種農地となります。

○ 5条順位6番を説明します。

申請地は、宮地駅から南へ、約170mのところになります。申請面積は365㎡の敷地に、個人住宅（建築面積184.11㎡）を建設するものです。農地区分は、JR宮地駅から300m以内の第3種農地となり原則許可となります。

○ 5条順位7番を説明します。

申請地は、市役所内牧支所から南東へ、約1.7kmのところになります。申請面積は525㎡の敷地に、個人住宅（建築面積79.48㎡）を建設するものです。農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の第1種農地となりますが、集落接続のため転用は可能です。

以上で、現地調査報告を終わります。なお、調査班としては、すべての案件につい

て許可相当と判断しております。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、
ございませんか。

(発言なし)

議長 それでは、4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。
何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。4条、5条案件について、許可
相当と判断することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法4条1件、5条7件は決定します。

これで議案第22号3条、4条、5条については、決定いたしました。

議長 続いて議案第23号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用
地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第23号所有権移転の4件は、いずれも農振農用地内農地のため、農業
経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位1番から4番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきまし
ては議案書のとおりとなっております。

議長 議案第23号の所有権移転について何か質問はありませんか。

16番委員 順位1番について、55万について、反当りの単価が安いのですが、理由
がありますか。

事務局 こちらの農地については、排水が悪く湿田で、収量も悪くこの値段になり
ました。

16番委員 わかりました。

議長 他に質問は、ありませんか。

17番委員 同じ順位1番ですが、この農地は基盤整備の農地ですか。

事務局 基盤整備の農地です。

17番委員 わかりました。

議長 他に質問は、ありませんか。

11番委員 同じ順位1番ですが、この農地は3筆の農地ですが実際は3枚の水田です
か1枚の水田ですか。

事務局 3筆ではありますが、1枚の農地となっております。

11番委員 わかりました。

議長 他に質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案
のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので所有権移転6件は決定します。

議 長 次に議案第23号2番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第23号2番の利用権設定の29件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位29番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議 長 議案第29号2番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので利用権設定29件は決定します。

議 長 次に議案第23号3番の使用貸借権設定について説明願います。

事務局 議案第23号3番の使用貸借権設定の2件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位2番までの、貸人、借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議 長 議案第23号の使用貸借権について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので使用貸借権設定の2件は決定します。

これで議案第23号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて議案第23号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位1番から4番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

順位1番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の4番委員と10番委員にお願いしたいと思います。

順位2番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の10番委員と12番委員にお願いしたいと思います。

順位3番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の7番委員と15番委員にお願いしたいと思います。

順位4番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員7番委員と15番委員にお願いしたいと思います。

順位5番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員8番委員

と11番委員にお願いしたいと思います。

議 長 議案24号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。
(質問、発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案24号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第24号は原案のとおり決定します。

議 長 続いて議案第25号空き地に付随した特例面積適用農地の指定について事務局より説明願います。

事務局 順位1番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由等につきましては議案書のとおりとなっています。空き家の所有者が所有している農地を空き家取得に限って農地法3条の許可を認めるために、農業委員会として農地を指定する件でございます。ご審議方よろしく願います。

議 長 班長を務められた14番委員より現地調査の報告をお願いいたします。

14番委員 空き家に付随した農地の指定について説明します。

申請地は、波野駅から北西へ、約3.1Kmのところになります。申請面積は852㎡で、隣接する空き家に付随した農地の指定を申請するものです。

現況は、庭先農地で現在は遊休農地の状態です。

以上で、現地調査報告を終わります。調査班としては、空き家に付随する農地として該当すると、判断しております。

議 長 ありがとうございます。地元農業委員さんから補足説明等は、ありませんか。

(意見なし)

議 長 それでは、審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。

12番委員 空き家の隣接地に、申請人の他の農地はないのですか。

事務局 空き家の隣接地については、申請以外の農地はありません、隣接地は、地域集落の共有地と、申請者以外の所有者名義の土地となっております。

3番委員 わかりました。

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案25号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第25号は原案のとおり決定します。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第7回総会を閉会いたします。